

町田市福祉のまちづくり総合推進条例
特定都市施設整備項目表(共同住宅等)整備基準 (第9条関係)

二重枠内を記入してください。

凡例 一般：特定経路等も含む全て 特定：特定経路等 移円：移動等円滑化経路等

整備項目		経路	チェック	番号	整備内容	適	緩和措置	例外措置	適用なし	審査							
1	特定経路等	特定		1	特定経路等(*1)上には、階段又は段を設けない		1										
		移円		2	利用居室等、車椅子使用者用便房又は障がい者用駐車区画を設ける場合は、移動等円滑化経路等の規定を適用(移動等円滑化経路等がある場合は、第8号様式を添付)		—										
2	出入口	一般		1	多数の者が利用する屋外へ通ずる出入口の1以上は次に掲げるもの(特定経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口を除く。)												
			1	幅85cm以上							—						
			2	戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし							—						
		特定		1	特定経路等を構成する出入口は次に掲げるもの												
			1	幅85cm以上(直接地上へ通ずる出入口の幅が100cm以上のもの・エレベーターの籠及び昇降路の出入口を除く。)							2						
			2	直接地上へ通ずる出入口の幅100cm以上							3						
			3	戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし							—						
3	廊下等	一般		1	多数の者が利用する廊下等は次に掲げるもの												
			1	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ							—						
			2	階段の上下端に接近する部分に点状ブロック等を敷設 →〔16視覚障がい者誘導用ブロック〕をチェック													
		特定		2					特定経路等を構成する廊下等はさらに次に掲げるもの								
			1	幅140cm以上											4		
			2	戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		—											
4	階段	一般		1	多数の者が利用する階段は次に掲げるもの												
			1	踊り場を含め手すりを連続して設置							—						
			2	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ							—						
			3	踏面の端部とその周囲の色彩の差が大きいことで段を容易に識別可能							—						
			4	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造							—						
			5	段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等を敷設 →〔16視覚障がい者誘導用ブロック〕をチェック													
			6	主たる階段は回り階段でない								5					
				2	多数の者が利用する階段のうち1以上はさらに次に掲げるもの												
			1	踊り場を含め両側に手すりを連続して設置								6					
			2	蹴上げ18cm以下、踏面26cm以上								6					
			3	幅120cm以上(手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。)								6					
			5	階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	一般		1	多数の者が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。) は次に掲げるもの									
						1	手すりを連続して設置							—			
						2	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ							—			
3	傾斜路の前後の廊下等との色彩の差が大きいことで傾斜路を容易に識別可能					—											
特定		2			特定経路等を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。) はさらに次に掲げるもの												
	1	幅120cm以上(階段に併設するものにあっては90cm以上)									—						
	2	勾配1/12以下									7						
	3	高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置									—						
	4	両側に側壁又は立ち上がりを設置									—						
	5	傾斜路の始点及び終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分を設置									—						

二重枠内を記入してください。

凡例 一般：特定経路等も含む全て 特定：特定経路等 移円：移動等円滑化経路等

整備項目		経路	チェック	番号	整備内容	適	緩和措置	例外措置	適用なし	審査
6	エレベーター及びその乗降ロビー	特定		1	特定経路等を構成するエレベーター(整備項目7に規定するものを除く。以下この項において同じ。)及びその乗降ロビーは次に掲げるもの					
				1	籠は多数の者が利用する階に停止		—			
				2	籠及び昇降路の出入口の幅80cm以上		—			
				3	籠の奥行き135cm以上		8			
				4	籠の幅140cm以上かつ車椅子の転回に支障がない構造		8			
				5	乗降ロビーは幅及び奥行き150cm以上で高低差なし		—			
				6	エレベーター付近に階段等を設ける場合は、乗降ロビーに転落防止策		—			
				7	籠内及び乗降ロビーの車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置		—			
				8	籠内及び乗降ロビーの制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合は、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字等(*2)視覚障がい者が円滑に操作できる構造		—			
				9	籠内に籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設置		—			
				10	籠内に籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置を設置		—			
				11	乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設置		—			
				12	籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設置		—			
				13	その他高齢者、障がい者等が支障なく利用できる構造(*3)		—			
7	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	特定		1	特定経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(*4)は次に掲げるもの					
				1	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの		—			
				2	籠の幅70cm以上		—			
				3	籠の奥行き120cm以上		—			
				4	車椅子使用者が籠内で方向転換する必要がある場合は、籠の幅及び奥行きを十分確保		—			

二重枠内を記入してください。

凡例 一般：特定経路等も含む全て 特定：特定経路等 移円：移動等円滑化経路等

整備項目	経路	チェック	番号	整備内容	適	緩和措置	例外措置	適用なし	審査
8	便所	一般	1	多数の者が利用する便所は、次に掲げるもの					
				1 便所の数は、階の階数に相当する数以上設置		9			
				2 便所は特定の階に偏ることなく、利用する上で支障がない位置に設置		—			
				3 床面は粗面又は滑りにくい仕上げ		—			
			2	車椅子使用者便房を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置					
			3	便所を設ける階の便所のうち1以上(次に掲げる場合にあってはその数以上)に車椅子使用者用便房を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置		10			
				1 多数の者が利用する部分の床面積が10,000㎡超えの階(大規模階)を有する場合で、当該階の利用部分の床面積が10,000㎡超え40,000㎡以下の場合2以上、当該階の利用部分の床面積が40,000㎡超える場合20,000㎡ごとに1以上を追加(当該階の便所の数がこの数より少ない場合は、便所の数以上設置)		—			
				2 多数の者が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合は当該階の利用部分の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上設置(便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上設置)		—			
				3 車椅子使用者用便房は次に掲げる構造とする					
				1 腰掛便器を適切に配置		—			
				2 便器の両側に手すりを設け、片側は可動式		—			
				3 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保		—			
				4 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設置		—			
				5 車椅子使用者用便房及び便所の出入口に、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示		—			
			4	高齢者、障がい者等が円滑に利用できる構造の水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置し、当該便房及び便所の出入口にその旨を表示		—			
			5	多数の者が利用する一般便所のうち1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)は次に掲げるもの					
				1 床面に段差なし		—			
				2 大便器は1以上を腰掛式		—			
				3 腰掛式とした大便器の1以上に手すりを設置		—			
			6	多数の者が利用する男子用小便器のうち1以上は床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下)その他これらに類する小便器とし、手すりを設置		—			

二重枠内を記入してください。

凡例 一般：特定経路等も含む全て 特定：特定経路等 移円：移動等円滑化経路等

整備項目	経路	チェック	番号	整備内容	適	緩和措置	例外措置	適用なし	審査
9	浴室又はシャワー室	一般	1	多数の者が利用する浴室等を設ける場合は、次に掲げるもの					
			1	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ		—			
			2	1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)は次に掲げるもの					
			1	浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置		—			
			2	車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保		—			
			3	出入口は次に掲げるもの					
			1	幅85cm以上		—			
			2	戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		—			
10	敷地内の通路	一般	1	多数の者が利用する敷地内の通路は次に掲げるもの					
			1	表面は粗面又は滑りにくい仕上げ		—			
			2	段がある部分は次に掲げるもの					
			1	手すりを連続して設置		—			
			2	踏面の端部とその周囲の色彩の差が大きいことで段を容易に識別可能		—			
			3	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造		—			
			4	段がある部分の上下端部分に点状ブロック等を敷設 →〔16視覚障がい者誘導用ブロック〕をチェック					
			3	傾斜路は次に掲げるもの					
			1	手すりを連続して設置		—			
			2	傾斜路の前後の通路との色彩の差が大きいことで傾斜路を容易に識別可能		—			
		特定	2	特定経路等を構成する敷地内の通路はさらに次に掲げるもの(*5)					
			1	幅135cm以上		11			
			2	歩車道の分離に配慮		—			
			3	50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設置		—			
			4	戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		—			
			5	傾斜路は次に掲げるもの					
			1	幅135cm以上(段に併設するものにあつては90cm以上)		—			
			2	勾配1/20以下		12			
			3	両側に側壁又は立ち上がりを設置		—			
			4	傾斜路の始点及び終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分を設置		—			
			5	高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置		—			
11	駐車場	一般	1	多数の者が利用する駐車場を設ける場合は、次に掲げるもの					
			1	障がい者用駐車区画を駐車台数の総数が200以下の場合は駐車台数の総数の1/50以上、200を超える場合は駐車台数の総数の1/100+2以上設置		13			
			2	障がい者用駐車区画は幅350cm以上、奥行き600cm以上		—			
			3	障がい者用駐車区画から利用居室等(利用居室等がないときは、道等)までの経路ができるだけ短くなる位置に障がい者用駐車区画を設置		—			
			4	障がい者用駐車区画を設ける場合は、当該障がい者用駐車区画又はその付近に当該障がい者用駐車区画から利用居室等(利用居室等がないときは、道等)までの経路についての誘導表示を設置		—			
12	標識	一般	1	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、駐車区画の付近に、次に掲げるそれらの存在を知らせる標識を設置		—			
			1	高齢者、障がい者等の見やすい位置に設置		—			
			2	表示すべき内容が容易に識別できる(当該内容がJIS 28210に定められているときは、これに適合すること。)		—			

二重枠内を記入してください。

凡例 一般：特定経路等も含む全て 特定：特定経路等 移円：移動等円滑化経路等

整備項目		経路	チェック	番号	整備内容	適	緩和措置	例外措置	適用なし	審査
13	案内設備	一般		1	建築物又はその敷地には次に掲げる案内設備を設置		14			
				1	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、駐車区画の配置を表示した案内板等の設備を設置		15			
				2	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字等(*2)で視覚障がい者に示す設備を設置		—			
14	案内設備等	一般		1	視覚障がい者移動等円滑化経路等(*6)の整備 → [16視覚障がい者誘導用ブロック] をチェック					
15	公共的通路	一般		1	公共的通路の1以上は次に掲げるもの					
				1	歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路は次に掲げるもの					
				1	幅200cm以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合は、当該幅以上)で、十分な高さの空間を確保		—			
				2	通路面には段差を設けない		16			
				3	表面は粗面又は滑りにくい仕上げ		—			
				4	敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている場合は、連続性を確保して敷設 → [16視覚障がい者誘導用ブロック] をチェック					
				5	階段を設ける場合は、次に掲げるもの					
				1	踊り場を含め両側に手すりを連続して設置		—			
				2	踏面の端部とその周囲の色彩の差が大きいくことで段を容易に識別可能		—			
				3	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造		—			
				4	段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250cm以下の直進のものを除く。)の部分に点状ブロック等を敷設 → [16視覚障がい者誘導用ブロック] をチェック					
				5	主たる階段は回り階段でない		5			
				6	蹴上げ18cm以下、踏面26cm以上		—			
				7	幅120cm以上(手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。)		—			
				2	屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物内部の公共的通路に係る構造は次に掲げるもの					
				1	幅200cm以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合は、当該幅以上)で、天井の高さが250cm以上		—			
				2	通路面には段差を設けない		17			
				3	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ		—			
				4	道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている場合は、連続性を確保して敷設 → [16視覚障がい者誘導用ブロック] をチェック					
				5	階段を設ける場合は、次に掲げるもの					
				1	踊り場を含め両側に手すりを連続して設置		—			
				2	踏面の端部とその周囲の色彩の差が大きいくことで段を容易に識別可能		—			
				3	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造		—			
				4	段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250cm以下の直進のものを除く。)の部分に点状ブロック等を敷設 → [16視覚障がい者誘導用ブロック] をチェック					
				5	主たる階段は回り階段でない		5			
				6	蹴上げ18cm以下、踏面26cm以上		—			
				7	幅120cm以上(手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。)		—			

二重枠内を記入してください。

凡例 一般：特定経路等も含む全て 特定：特定経路等 移円：移動等円滑化経路等

整備項目	経路	チェック	番号	整備内容	適	緩和措置	例外措置	適用なし	審査
16	視覚障がい者誘導用ブロック	一般	1	次に掲げる多数の者が利用する経路を構成する部分に点状ブロック等を敷設					
				1 廊下等の、階段の上下端に近接する部分(3-1-2)		—			
				2 階段の踊り場の、段がある部分の上下端に近接する部分(4-1-5)		18			
				3 敷地内の通路の、段がある部分の上下端の部分(10-1-2-4)		19			
			2	視覚障がい者移動等円滑化経路等(*6)は次に掲げるもの(14)		20			
				1 点状ブロック等、線状ブロック等を敷設又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設置		—			
				2 敷地内の通路で車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設		—			
				3 敷地内の通路で段がある部分の上下端又は傾斜部の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設		21			
			3	公共的通路には次に掲げる部分に点状ブロック等を敷設					
				1 建築物外部の通路の階段の、段がある部分の上下端に近接する部分(15-1-1-5-4)		—			
				2 建築物外部の通路の階段の踊り場の、段がある部分の上下端に近接する部分(15-1-1-5-4)		18			
				3 建築物内部の通路の階段の、段がある部分の上下端に近接する部分(15-1-2-5-4)		—			
				4 建築物内部の通路の階段の踊り場の、段がある部分の上下端に近接する部分(15-2-5-4)		18			
			4	建築物外部の公共的通路では、敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている場合は、連続性を確保して敷設(15-1-1-4)		22			
			5	建築物内部の公共的通路では、道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている場合は、連続性を確保して敷設(15-1-2-4)		—			

備考

- *1 道等から各住戸までの経路のうち1以上及び各住戸から障がい者用駐車区画までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用できる経路とすること。
- *2 点字等とは、次に掲げるものをいう。
 - 1 文字等の浮き彫り
 - 2 音による案内
 - 3 点字及び前2項に類するもの
- *3 (社)日本エレベーター協会「JEAS-C506A 車いす兼用エレベーターに関する標準」「JEAS-515E 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」に定める仕様に配慮されているものとする。
- *4 平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に規定するものをいう。
- *5 地形の特性によりこれらの規定に適合するのが困難な場合は、特定経路等を構成する敷地内の通路は、「道等」からではなく、「当該共同住宅等の車寄せ」からとすること。
- *6 道等から案内設備又は案内所まで(当該設備又は案内所を設けない場合にあっては、道等から直接地上へ通ずる出入口まで)の経路の1以上を視覚障がい者移動等円滑化経路等とすること。

緩和措置

- 1 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設している場合は、階段又は段を設けてもよい。
- 2 戸の開閉に安全な配慮がなされている場合又は改修等において構造上やむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。
- 3 戸の開閉に安全な配慮がなされている場合又は改修等において構造上やむを得ない場合は、85cm以上とすることができる。
- 4 構造上やむを得ない場合は、120cm以上とすることができる。この場合、50m以内ごとに車椅子の転回に

支障がない場所を設けること。

- 5 回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合は、回り階段とすることができる。
- 6 別表第2の6の項の基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合は、この規定に従わなくてよい。ただし、主として高齢者、障がい者等が利用する階段については、この限りでない。
- 7 高さが16cm以下のものの場合は、1/8以下とすることができる。
- 8 車椅子で利用できる機種を採用する場合は、この規定に従わなくてよい。
- 9 ①から④までに当てはまる場合
 - ① 直接地上に通ずる出入口のある階であって、多数の者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する場合
 - ② 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階
 - ③ 多数の者の滞在時間が短い階
 - ④ その他管理運営上これらの者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階
- 10 ①から④までに当てはまる場合
 - ① 直接地上に通ずる出入口のある階で、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する場合
 - ② その階に設置すべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を他の階に設置する場合
 - ③ 男子用の便所のみを設ける階に男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
 - ④ 女子用の便所のみを設ける階に女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
- 11 敷地等の状況によりやむを得ない場合は、120cm以上とすることができる。
- 12 高さが16cm以下のものの場合は1/8以下、75cm以下のもの又は敷地の状況等によりやむを得ない場合は1/12以下とすることができる。
- 13 ①から④までに当てはまる場合
 - ① 駐車場が機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合
 - ② 機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられ、かつ、機械式駐車場の駐車台数及び機械式以外の駐車場に設ける障がい者用駐車区画の数の合計数が200以下の場合は駐車台数の総数の1/50以上、200を超える場合は駐車台数の総数の1/100+2以上である場合
 - ③ 改修を行う場合で、当該改修に係る部分の駐車場に設ける駐車台数が200以下の場合は駐車台数の総数の1/50以上、200を超える場合は駐車台数の総数の1/100+2以上
 - ④ 改修を行う場合で、当該改修に係る部分に駐車場を設けない場合は1以上
- 14 案内所を設ける場合は、この規定に従わなくてよい。
- 15 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、駐車区画の配置が容易に視認できる場合は、設けなくてよい。
- 16 次に掲げるいずれかの場合は、段差を設けてもよい。
 - ① 次に掲げる要件を満たす傾斜路を設ける場合
 - a 手すりを連続して設置
 - b 傾斜路の前後の通路との色彩の差が大きいことで傾斜路を容易に識別可能
 - c 幅140cm以上(段に併設するものにあつては90cm以上)
 - d 勾配1/20以下
 - e 高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置
 - f 両側に側壁又は立ち上がりを設置
 - g 傾斜路の始点及び終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分を設置
 - ② 別表第2の6の項又は7の項の基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設ける場合
 - ③ 道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る等地形上やむを得ない場合
- 17 次に掲げるいずれかの場合は、段差を設けてもよい。
 - ① 次に掲げる要件を満たす傾斜路を設ける場合
 - a 手すりを連続して設置
 - b 傾斜路の前後の通路との色彩の差が大きいことで傾斜路を容易に識別可能
 - c 傾斜部の上端に近接する通路及び踊り場の部分に点状ブロック等を敷設。ただし、勾配が1/20以下の傾斜部の上端に近接するもの、高さが16cm以下の傾斜部の上端に近接するもの又は長さ250cm以下の直進の踊り場に設けるものはこの限りでない。
 - d 幅140cm以上(段に併設するものにあつては90cm以上)

- e 勾配1/12以下
 - f 高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置
 - g 両側に側壁又は立ち上がりを設置
 - h 傾斜路の始点及び終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置
- ② 別表第2の6の項又は7の項の基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設ける場合
 - ③ 道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る等地形上やむを得ない場合
- 18 長さ250cm以下の直進の踊り場の場合は、設けなくてよい。
- 19 点状ブロック等の敷設が利用上特に支障になる場合であって、仕上げの色を変える等段を識別しやすくしているときは、設けなくてよい。
- 20 建築物内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認できかつ道等から当該出入口までの経路が視覚障がい者移動等円滑化経路等に適合する場合は、当該出入口から案内所までの部分は視覚障がい者移動等円滑化経路等として整備しなくてよい。
- 21 次に掲げる場合は、設けなくてよい。
- ① 勾配が1/20以下の傾斜部の上端に近接する場合
 - ② 高さが16cm以下かつ勾配が1/12以下の傾斜部の上端に近接する場合
 - ③ 段がある部分又は傾斜部と連続して手すりを設ける踊り場等の場合
- 22 道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合は、当該歩道状空地に設けなくてよい。